

**仙台市高齢者保健福祉計画
・介護保険事業計画
(令和3～5年度) 中間案**

**令和2年11月
仙台市**

仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 (令和3～5年度) 中間案

= 目 次 =

第1章 計画策定の趣旨と位置づけ	1
第2章 高齢者を取り巻く現状と課題	4
第3章 基本目標・施策の体系	15
第4章 高齢者保健福祉施策の推進	20
第5章 介護保険対象サービスの見込量	31
第6章 介護保険制度の円滑な運営に関する方策	33

第 1 章 計画策定の趣旨と位置づけ

1 計画策定の趣旨

高齢化の急速な進展に伴い、令和 7（2025）年には団塊の世代すべてが 75 歳以上となり、本市においては、令和 32（2050）年頃に高齢者人口がピークを迎えることが見込まれています。

こうした中、高齢者が地域で安心して暮らし続けるため、医療・介護・介護予防・住まい及び日常生活の支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムの実現が求められており、本市では、平成 30 年 3 月に、平成 30 年度から令和 2 年度までを計画期間とする「仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、高齢者保健福祉施策の充実と介護保険事業の円滑な運営に努めてきました。この計画は、事業の達成状況を点検・評価しながら、3 年ごとに見直しを行うこととしています。

今回の見直しにおいては、これまでの取り組みを基礎としながら、地域ごとの高齢化の状況や課題に応じた地域包括ケアシステムの実現に向け、各種施策の展開を図るための計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本市では、令和 3 年 3 月に策定予定の「仙台市基本計画」において、「挑戦を続ける、新たな杜の都へ～“The Greenest City” SENDAI ～」というまちづくりの理念のもと、「多様性が社会を動かす共生のまちへ」など 4 つの目指す都市の姿を示しています。

この目指す都市の姿の実現に向け、仙台の強みや現状を踏まえて重点的に取り組む、8 つのチャレンジプロジェクトを掲げており、その中で、本計画に関連するものとして、「心の伴走プロジェクト」では「多様性を尊重し、あらゆる人が安心して暮らせる地域をつくる」を、「地域協働プロジェクト」では「多様性を力に変える地域をつくる」を、「ライフデザインプロジェクト」では「自分らしい生き方が実現できる環境をつくる」を、それぞれ目標とし、その達成に向けて取り組むこととしています。

「仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、「仙台市基本計画」を踏まえるとともに、「せんだい支えあいのまち推進プラン」など関連する本市の計画と連携のうえ、高齢者の保健福祉を総合的に推進するための計画です。

3 計画の期間

計画期間は、令和 3（2021）年度から令和 5（2023）年度までの 3 年間で、介護保険事業計画としては第 8 期となります。

4 計画の点検・評価

毎年度、本計画に基づく各種施策の達成状況の点検・評価に加えて、保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金の評価指標に基づく点検を実施することにより、進行管理を行います。また、仙台市社会福祉審議会老人福祉専門分科会及び仙台市介護保険審議会に進捗状況を報告し、その内容について審議するとともに、市民に向けた積極的な情報提供を行っていきます。

【仙台市社会福祉審議会老人福祉専門分科会】

学識経験者や社会福祉事業の従事者などで構成し、高齢者福祉に関する審議を行います。

【仙台市介護保険審議会】

被保険者の代表者や、学識経験者、保健・医療関係者などで構成し、主に介護保険事業の円滑な運営について、審議を行います。

5 持続可能な開発目標（SDGs）との関係

SDGs（Sustainable Development Goals）とは、2015年9月の国連サミットで採択された2030年までの持続可能な開発目標です。

「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現」のため、貧困や飢餓、格差や持続可能な消費・生産などの17のゴール（目標）を定めています。

本計画では、以下の目標のうち、特に「3（すべての人に健康と福祉を）」、「11（住み続けられるまちづくりを）」が関連することから、このSDGsも踏まえて、各種施策を推進します。



6 計画の策定にあたっての取り組み

計画の策定にあたっては、市民の皆様、有識者や関係者の方々のご意見を反映させるために次の取り組みを行ってきました。

◎実態調査の実施

- 令和元年11月から12月にかけて、65歳以上の高齢者を対象に「仙台市高齢者保健福祉計画策定のための実態調査（高齢者一般調査）」、要介護等高齢者を対象に「仙台市介護保険事業計画策定のための実態調査（要介護者等調査）」を実施しました。
- 令和2年8月から9月にかけて、特別養護老人ホームに入居申し込みをしている高齢者を対象とする「特別養護老人ホーム入居希望者アンケート調査」や、特別養護老人ホーム等の事業者・団体等を対象とするアンケートやヒアリング調査を実施しました。

◎計画の検討

- 仙台市社会福祉審議会老人福祉専門分科会と仙台市介護保険審議会の合同委員会を開催し、計画の内容などについての検討を進めてきました。

当中間案についてのパブリックコメントや説明会などを実施し、お寄せ頂いたご意見なども踏まえながら、令和2年度中に計画を策定する予定です。

第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

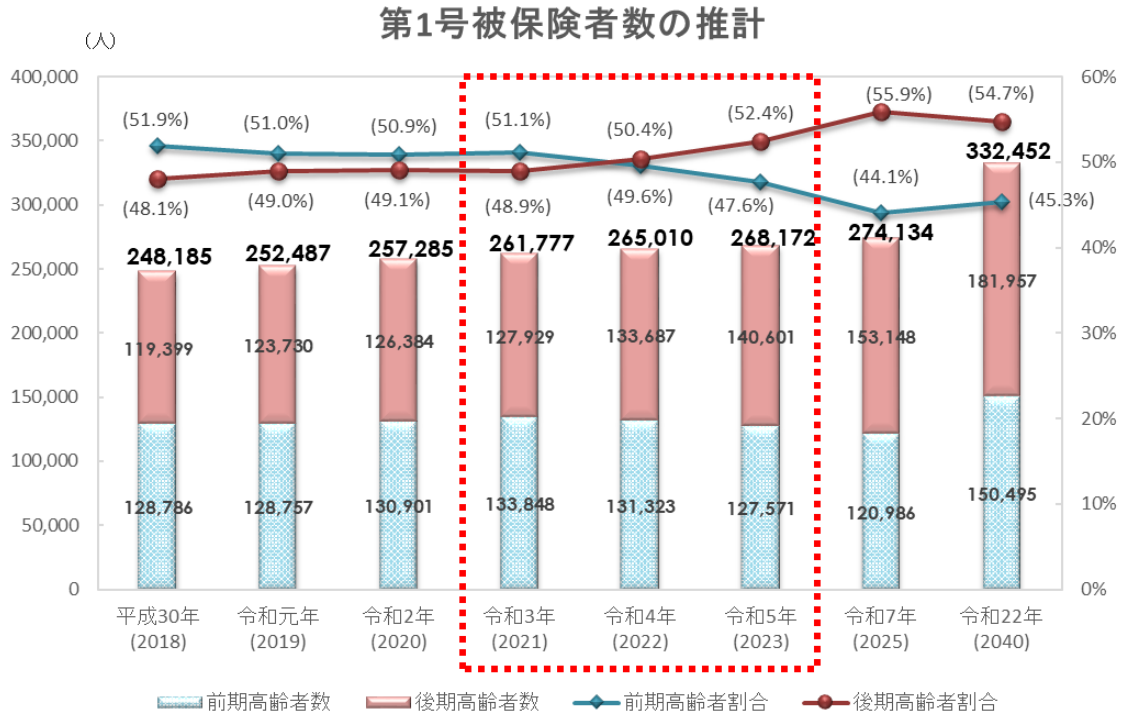
1 高齢者を取り巻く現状

(1) 第1号被保険者数（65歳以上の方の人数）の現状と推計

本市の第1号被保険者は、令和2年10月1日現在257,285人、このうち65～74歳までの前期高齢者が130,901人（50.9%）、75歳以上の後期高齢者が126,384人（49.1%）となっています。

本計画期間（令和3年度～令和5年度）においては、引き続き第1号被保険者は増加するとともに、令和4（2022）年には後期高齢者が前期高齢者を上回り、令和5（2023）年には、第1号被保険者268,172人のうち後期高齢者は140,601人（52.4%）に達するものと見込んでいます。

さらに、団塊の世代が全員75歳に達する令和7（2025）年には、第1号被保険者は274,134人（うち前期高齢者120,986人 44.1%、後期高齢者153,148人 55.9%）、また、団塊ジュニア世代が全員65歳に達する令和22（2040）年には、第1号被保険者は332,452人（うち前期高齢者150,495人 45.3%、後期高齢者181,957人 54.7%）と、第1号被保険者は増加を続け、中でも後期高齢者が大きく増加するものと見込んでいます。



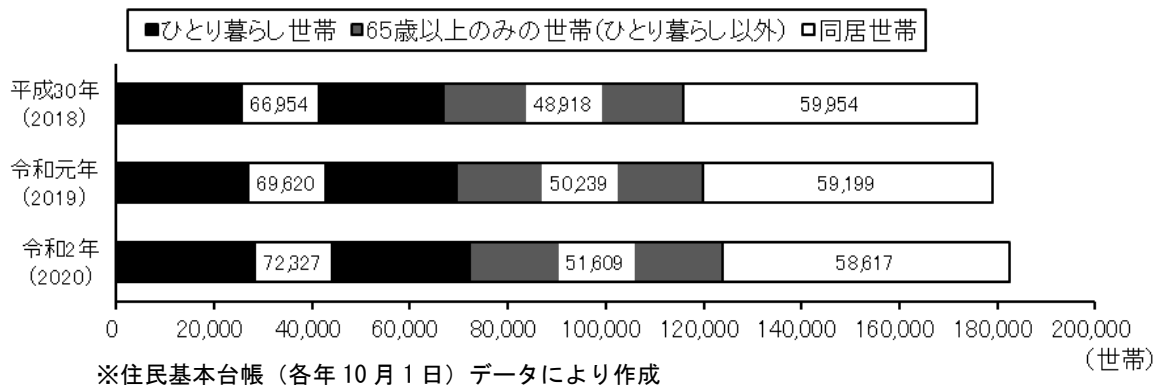
※令和2年までは実績（各年10月1日）、令和3年以降は推計

(2) 在宅高齢者の世帯状況

本市の高齢者のいる世帯数は、令和2年10月1日現在182,553世帯で、平成30年から令和2年の3年間で3.8%の増となっています。

このうち、高齢者以外の方と同居している世帯は2.2%の減となっている一方、ひとり暮らし世帯は8.0%の増、高齢者のみ世帯は7.0%の増と割合が増加しています。

高齢者のいる世帯数の推移

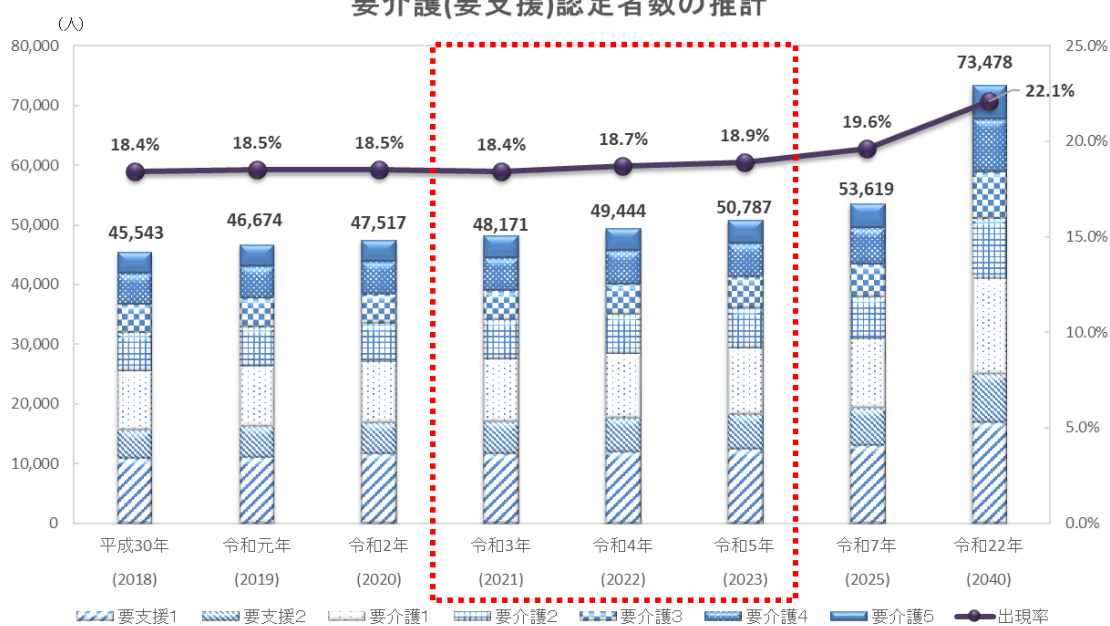


(3) 要介護等認定者数の現状と推計

本市の要介護等認定者は、令和2年10月1日現在で47,517人、出現率(第1号被保険者に対する要介護等認定者の割合)は18.5%となっています。

本計画期間においても、要介護等認定者の9割弱を占める後期高齢者の増加、認知症高齢者の増加が考えられ、令和5(2023)年における要介護等認定者は50,787人、出現率18.9%と見込んでいます。

要介護(要支援)認定者数の推計

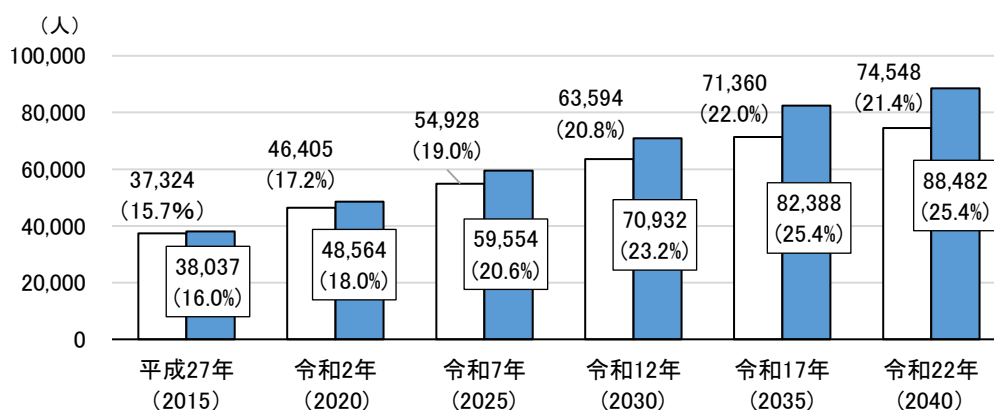


※令和2年までは実績(各年10月1日)、令和3年以降は推計

(4) 認知症高齢者数の推計

厚生労働省が平成 27 年 1 月に公表した「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」では、高齢化の進展に伴いさらに認知症高齢者が増加することを見込んでおり、令和 7（2025）年には全国で約 700 万人前後になると見込んでいます。

認知症の有病率は、糖尿病の有病率の増加に伴い上昇することが明らかになっています。糖尿病有病率は近年増加傾向にあり、この糖尿病有病率が今後も上昇すると仮定し推計した場合、本市の認知症高齢者は、令和 7（2025）年に約 6 万人となり、令和 17（2035）年に 8 万人を超えることが予想されます。



□各年齢の認知症有病率が一定の場合 ■各年齢の認知症有病率が上昇する場合

※ () は 65 歳以上人口に占める認知症有病率

※65 歳以上人口（国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口（H25.3）」）を基に、「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究（平成 26 年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業九州大学 二宮教授）」より推計

2 現行計画の実績（平成 30 年度～令和元年度末）

現行計画の主な取り組み状況は、次のとおりです。

方向 1 健康で生きがいを感じながら活躍し続けられるために

[施策 1] 健康と元気でいられる環境づくり

地域包括支援センターによる介護予防教室の実施や、介護予防自主グループの育成・支援など、介護予防の取り組みを着実に進めました。

【取組状況】

〔介護予防事業対象者把握〕

	平成 30 年度	令和元年度
把握者数	6,522 人	6,404 人

〔通所型短期集中予防サービス〕

	平成 30 年度	令和元年度
参加者数	250 人	200 人

〔地域包括支援センターによる介護予防教室〕

	平成 30 年度	令和元年度
開催回数	1,039 回	1,009 回
参加者数（延べ）	15,839 人	16,154 人

〔介護予防自主グループ育成・支援〕

	平成 30 年度	令和元年度
活動グループ数	230 グループ	234 グループ

〔施策 2〕 知識・経験や能力を生かして活躍し続けられる機会の充実

老人クラブをはじめとする各種活動団体への支援やシルバー人材センターによる仕事のあっせん、仙台市生涯現役促進協議会による就労支援を通じ、社会参加活動を促進したほか、敬老乗車証制度の運用による外出支援などを進めました。

【取組状況】

〔多彩な生涯学習の展開〕

	平成 30 年度	令和元年度
豊齢学園における生涯学習と社会貢献を担う人材育成（修了者）	148 人	116 人
老人福祉センターにおける「趣味の教室」の開催（平均利用人数／回）	14.5 人／回	14.8 人／回

〔社会参加活動の促進〕

	平成 30 年度	令和元年度
老人クラブへの助成（助成団体数）	440 団体	427 団体
シルバー人材センターによる臨時的・短期的な仕事のあっせん（契約金額・件数）	1,120,997 千円 7,454 件	1,118,102 千円 7,459 件
就労を希望する高齢者への求人情報の提供等マッチング支援（相談件数） ※令和元年度より事業開始	—	464 件
敬老乗車証の交付（交付者数）	129,722 人	121,893 人

方向2 住み慣れた地域で暮らし続けることができるために

〔施策3〕 必要な支援を得ながら自立した生活を続けられる体制づくり

地域において支え合い活動を行うボランティア団体などに対する助成事業を実施したほか、在宅生活を希望する高齢者が、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、各種の在宅支援サービスを継続的に実施しました。

【取組状況】

〔地域における支え合い活動を行うボランティア団体への支援〕

	平成30年度	令和元年度
実施団体助成件数	9件	8件

〔在宅高齢者世帯調査の実施〕

	平成30年度	令和元年度
回答者数（回答率）	100,008人(94.9%) 全数調査	11,420人(93.0%) 一部調査

〔在宅支援サービスの提供〕

	平成30年度	令和元年度
介護用品支給事業（件数）	6,760件	6,302件
食の自立支援事業（延べ配食数）	299,990食	301,916食
緊急ショートステイ（利用日数）	228日	148日

〔高齢者虐待の相談への対応〕

	平成30年度	令和元年度
対応件数	259件	276件

〔高齢者住宅改造費補助金交付事業〕

	平成30年度	令和元年度
交付件数	9件	12件

〔サービス付き高齢者向け住宅の登録〕

	平成30年度	令和元年度
累計登録件数（戸数）	54件(1,793戸)	56件(1,880戸)

〔施策4〕 地域の資源やつながり、専門職の連携を生かした地域の支え合いへの支援

地域における高齢者支援の重要な役割を担っている地域包括支援センターについて、平成30年度より2センター増設し52センター体制としたほか、地域包括ケ

アシステムの中核としての役割を十分担えるよう、担当圏域の高齢者人口を踏まえて職員を増員し、全てのセンターに専任職員を配置するなど、地域の支え合い体制づくりなどを進めています。

また、地域包括支援センターや区が中心となって地域ケア会議を開催し、個別事例の課題解決や関係機関のネットワークづくりを進めています。

【取組状況】

〔地域包括支援センターの運営〕

	平成 30 年度	令和元年度
設置数	52 か所	52 か所
相談件数（延べ）	54,688 件	58,507 件

〔在宅医療・介護関係者を対象とした相談窓口の運営〕

	平成 30 年度	令和元年度
相談件数（延べ）	18 件	43 件

〔地域ケア会議の開催〕

	平成 30 年度	令和元年度
地域包括支援センター主催の会議	243 回	261 回
区主催の会議	36 回	42 回

〔施策 5〕 認知症の人が安心して暮らせるまちづくり

認知症の人とその家族への支援として、サービスや支援についての情報をまとめた認知症ケアパスの作成や、地域の人や専門職と相互に情報交換し、お互いを理解し合う認知症カフェの設置を推進したほか、認知症初期集中支援推進事業の実施による早期発見・早期対応体制の整備に取り組みました。

また、認知症地域支援推進員を地域包括支援センターなどに配置し、認知症の人や家族を支えるための取り組みを地域で展開しているほか、累計 9 万人を超える認知症サポーターを養成しました。

【取組状況】

〔認知症ケアパスの作成〕

	平成 30 年度	令和元年度
全市版ケアパス	20,000 部増刷	20,000 部増刷
地域版ケアパス	全地域包括支援センターにて作成	全地域包括支援センターにて作成
個人版ケアパス	20,000 部増刷	20,000 部増刷

〔認知症の人や家族が集える場の設置〕

	平成 30 年度	令和元年度
認知症カフェタイプ	66 団体	79 団体
家族交流会タイプ	16 団体	17 団体
本人中心のタイプ	5 団体	5 団体

〔認知症初期集中支援チームによる支援〕

	平成 30 年度	令和元年度
対応する地域包括支援センター数	52 か所	52 か所
相談件数（実数）	62 件	74 件
うち訪問件数（実数）	54 件	67 件

〔認知症地域支援推進員の配置〕

	平成 30 年度	令和元年度
配置数	124 人	145 人

〔認知症サポーター養成講座の実施〕

	平成 30 年度	令和元年度
養成人数	11,421 人	8,108 人

方向3 介護サービス基盤が充実し、それを支える人材が確保されるために

〔施策6〕 介護サービス基盤の整備

介護保険施設の整備状況は下記のとおりであり、整備目標の達成に向けて着実に進めています。

〔介護保険施設整備状況（定員・事業所数）〕 （※令和2年9月末時点の実績）

	平成30年度末 (初年度)	令和元年度末 (2年目)	※令和2年度 (最終年度)		第7期 目標数	第7期 選定数
	定員	定員	定員	目標定員	定員	定員
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) 〔広域型〕 〔地域密着型〕	5,031人 (4,625人) (406人)	5,241人 (4,835人) (406人)	5,249人 (4,843人) (406人)	5,392人	850人分	707人分
介護老人保健施設	3,480人	3,480人	3,579人	3,580人	100人分	99人分
認知症高齢者グループホーム	2,033人	2,096人	2,096人	2,159人	180人分	162人分
小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護	56事業所	58事業所	58事業所	64事業所	12事業所	6事業所
特定施設入居者生活介護	2,621人	2,736人	2,726人	2,816人	300人分	220人分

〔施策7〕 高度化する介護ニーズへ対応できる人材の確保

介護事業所への指導監査を通じて、事業所職員の勤務実態などの把握と適切な指導助言に努めているほか、介護関係職員を対象とした研修を実施し、職員のスキルアップ支援を行いました。

また、関係機関と連携した合同企業説明会を開催するなどの新規人材確保への取り組みや、小学生向け出前講座を実施するなどの若い世代の職業意識の醸成に取り組みました。

【取組状況】

〔事業所への指導監査等〕

	平成30年度	令和元年度
介護施設等への指導実施数	127事業所	89事業所
〃 監査実施数	13事業所	9事業所
居宅サービス事業所への指導実施数	220事業所	205事業所
〃 への監査実施数	10事業所	3事業所

〔関係機関や経済団体等と連携した人材確保の取り組み〕

	平成 30 年度	令和元年度
合同企業説明会・面接会等の開催回数	6 回	3 回
〃 の参加者数	2,070 人	2,065 人

〔介護人材の資質の向上への取り組み〕

	平成 30 年度	令和元年度
ケアマネジャー等に対する研修の開催数	7 回	6 回
〃 の参加者数	1,621 人	1,520 人

3 高齢者保健福祉施策を推進していく上での課題等

(1) 現行計画の課題

① 健康寿命の延伸及び介護予防・健康づくりに向けた取り組みの強化

今後も平均寿命が延びることが見込まれる中で、心身ともに健康な生活を送ることができるよう、高齢者の健康に対する意識の啓発に努め、フレイル予防や介護予防に積極的に取り組むことのできる環境の整備や活動への支援を行うなど、健康寿命の延伸に向けた取り組みが必要です。

② 生きがいを感じながら生涯活躍し続けることができる環境の整備

地域や社会における高齢者の役割への期待が高まる中で、自身の知識や経験を生かすことができる機会づくりに加えて、知識や経験などの有無に関わらず、地域や社会との関わりを持ちながら、元気に活躍し続けることができる多様な活動の機会の充実が必要です。

③ 自立した生活を続けるための多様なニーズに応じたサービスの提供

日常生活上の支援が必要になっても自身の希望や状態に応じたサービスが提供されることで、安心して暮らし続けることができるよう、高齢者や介護する家族のニーズに応じたさまざまな支援に加え、多様な住まいの確保などの取り組みを進めていくことが必要です。

④ 地域のつながりの強化・支え合いの体制の強化

高齢者が地域で安心して暮らしていくために、地域の見守り体制の充実を図るとともに、医療・介護分野をはじめとする専門職や関係機関における人的資源などを幅広く結びつける取り組みを進めていくことが必要です。

⑤ 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進

認知症の人が希望を持って自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症を理解し、認知症の人や家族の視点に立った支え合いの充実や、認知症になっても社会で活躍することができる場や機会づくりなどの環境の整備が必要です。

⑥ 効果的な介護サービス基盤の整備

誰もが、住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、在宅サービスや地域密着型サービスの充実に努めつつ、在宅で常時の介護を受けることが困難な方のための介護保険施設の整備を図るとともに、サービスの質を確保し、適切なサービスが提供されるよう介護保険施設・事業所への支援を行うことが必要です。

⑦ 多様な介護人材の確保と働きやすい環境づくり

将来の生産年齢人口の急激な減少を見据え、介護現場における業務仕分けや介護助手の活用を通じて多様な人材を確保するとともに、ICTの活用をはじめとする業務の効率化などにより、介護人材が働きやすい環境づくりを推進することが必要です。

(2) 地域共生社会の実現に向けた取り組み

「地域共生社会」は、国が掲げる今後の福祉改革を貫く理念であり、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

地域共生社会の実現に向けては、包括的な支援体制の整備が求められておりますが、これは、現行計画を踏まえた今後の課題にも通じるものであり、本計画では、以下の視点を踏まえた高齢者福祉施策の推進に取り組みます。

○相談支援

健康づくりや介護に関する問題のほか、障害や貧困など複雑な課題を抱える高齢者世帯を支援するため、地域包括支援センターの相談支援機能の充実・強化などの取り組みが必要です。

○参加支援（つながりや参加の支援）

ボランティア活動、地域活動等の支援や就労を希望する高齢者への就労機会の提供など、高齢者が活躍できる環境を整備することで、高齢者の多様な社会参加の促進に向けた取り組みが必要です。

○地域づくりに向けた支援

地域の実情に応じた高齢者の見守りや支え合いの体制づくりを進めるために、地域の多様な関係機関の連携を図りながら、担い手の育成や活動への支援を行う必要があります。

(3) 新型コロナウイルス感染症への対応

令和2年には、世界的に新型コロナウイルス感染症が拡大し、外出自粛や「新しい生活様式」を踏まえた行動の変化などにより、市民生活や地域経済に大きな影響をもたらしました。感染症の収束が見通せない中、引き続き感染防止を図りながら、高齢者の健康維持・介護予防、地域における在宅支援サービスの提供や支え合い活動を継続するとともに、高齢者福祉施設などにおける感染防止対策に取り組んでいく必要があります。

第3章 基本目標・施策の体系

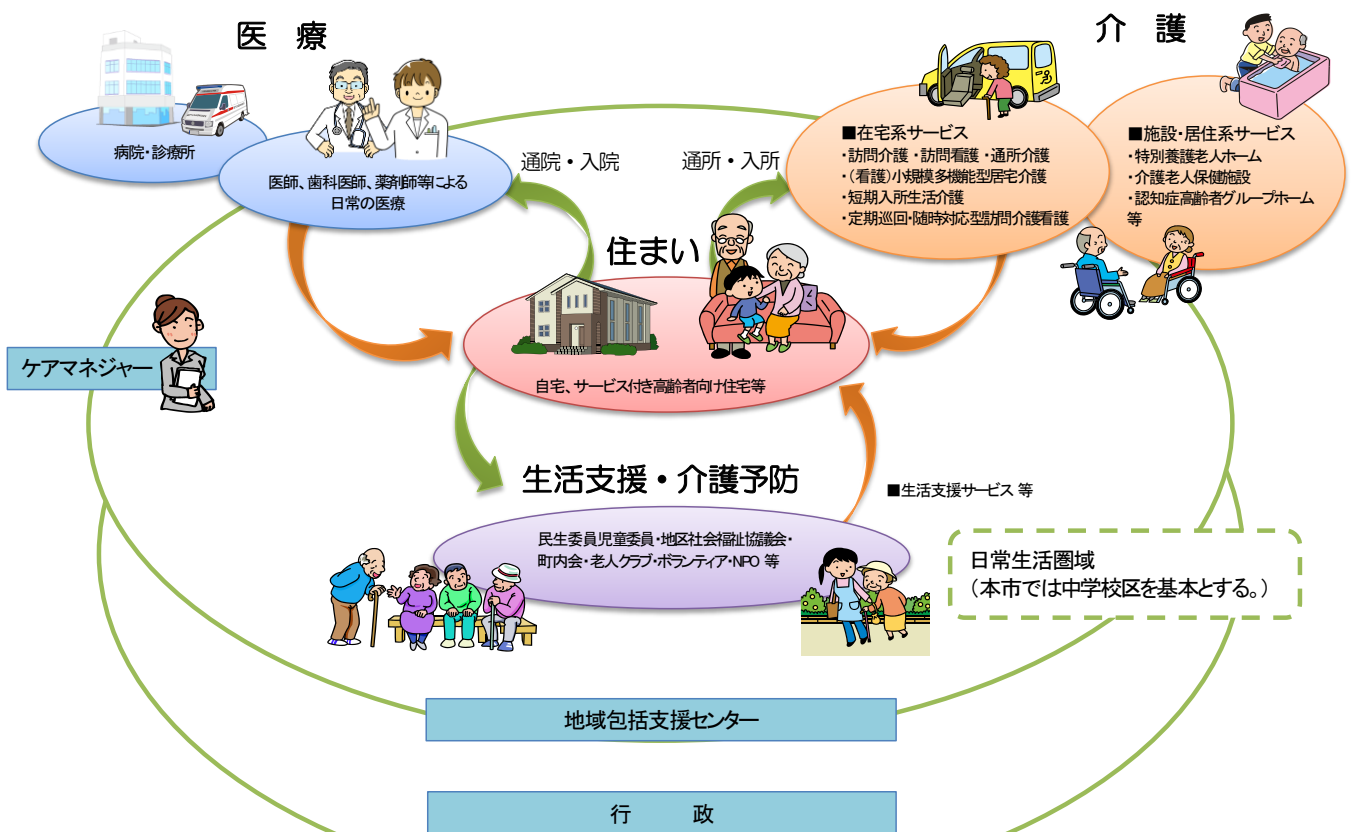
1 基本目標

本計画では、令和3年3月に策定予定の「仙台市基本計画」に掲げる目指す都市の姿や「せんだい支えあいのまち推進プラン」をはじめとした本市の関連計画、平成30年度から令和2年度までを計画期間とする前計画を踏まえ、次の基本目標を掲げます。

高齢者が健康で生きがいを感じながら、社会を支え続けるとともに、地域で安心して誰もが自分らしく暮らすことができる社会の実現を目指します。

《地域包括ケアシステムについて》

急速に社会全体の高齢化が進行していく中で、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年に向けて、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び日常生活の支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムが求められています。



出典：平成25年3月 地域包括ケア研究会報告書
(厚生労働省ホームページ)をもとに作成

支援が必要になっても、高齢者が地域で安心して自分らしく暮らし続けるためには、日ごろから市民一人ひとりが自立した生活を送ることができるよう、自ら介護予防や健康づくりなどの活動に取り組むとともに、支援が必要な人を地域で支える仕組みや、地域の特性に合った公的なサービスによる支援が、それぞれ関連しあって提供される必要があります。

そのためには、住民をはじめ、民生委員児童委員、地区社会福祉協議会、町内会、老人クラブ、ボランティア団体やNPO、医療・福祉・介護の専門職、行政などが一体となって、地域全体で取り組みを進めていくことが重要であり、本市においては、中学校区を基本とする日常生活圏域において、それぞれの地域の実情に応じた、地域包括ケアシステムの実現を目指します。

■市民一人ひとりの取り組み

介護予防・健康づくりを通じたセルフケアや軽運動のほか、就労やボランティア等の社会参加活動など

■みんなで支える取り組み

ボランティア活動、見守り・ちょっとした助け合い、地域などにおける自主的な集いの場の運営、専門職を含めた地域の支え合いのネットワークなど

■本市の取り組み

介護保険・医療保険・福祉サービスの提供、高齢者の生きがいづくり、継続的な就労の支援、市民一人ひとりの取り組みやみんなで支える取り組みを推進するための環境整備・支援など

2 施策の体系

高齢者保健福祉施策を推進していく上での課題等（12～14頁）を踏まえ、前計画の施策体系に引き続き、「3つの基本的な方向」のもと「7つの施策」を軸として、基本目標の実現に向けて取り組んでいきます。

【方向1】健康寿命を延伸するとともに社会で活躍し続けるために

今後も平均寿命が延びることが見込まれる中、「できるだけ長く健康でいたい」というのは誰しもの願いです。

また、高齢者がいつまでも元気に、生きがいを持って活躍することは、社会の活力の源になります。

明るく活力に満ちた高齢社会の実現に向けて健康寿命を延伸し、生活の質（QOL：Quality of Life）の維持・向上を図るために、高齢者の健康づくりや生きがいづくりに取り組みます。

（施策1）高齢者の健康と元気を応援する地域づくりや活動への支援の充実

高齢になってもできるだけ長く心身ともに健康な生活を送れるよう、フレイル予防や介護予防に自主的に取り組むことができる身近な通いの場などの環境の整備や活動の支援に加えて、適度な運動や生活習慣病の対策などを踏まえた健康づくりを介護予防と保健事業の一体的な実施により推進します。

（施策2）高齢者が生涯活躍できる環境の整備

高齢者が、知識や経験、能力を生かし、あるいは、知識や経験などの有無に関わらず、元気に活躍し続けられるよう、多彩な学びの機会の提供や、就労を希望する高齢者への就労支援、ボランティア活動、地域活動等への支援など、高齢者の生きがいづくりや社会参加の取り組みを進めます。

【方向2】共に支え合い安心して暮らし続けるために

高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯のさらなる増加が見込まれる中、日常生活上の支援が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる環境を整えることが一層求められています。

地域の支え合いを深めるために、住民同士のつながりや、その地域で活動する団体などの資源を生かしながら、地域の特性や実情に応じた見守りや体制づくりに引き続き取り組みます。

さらに、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症になっても住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、周囲や地域の協力のもと、できないことをさまざまな工夫で補いつつ、できることを活かして希望や生きがいを持って自分らしく暮らし続けるために、認知症の本人やその家族の視点を重視した認知症施策の推進を図ります。

(施策3)自立した生活を続けるための生活支援体制づくりの強化

日常生活上の支援が必要になっても、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域の力も活用した多様な生活支援サービスを提供するとともに、高齢者の尊厳を保持するため、虐待防止や成年後見制度の利用促進などの権利擁護の取り組みを進めます。また、高齢者が心身の状態やライフスタイルに応じて、適切な住まいと住まい方を選択できるよう、居住環境の整備に取り組みます。

(施策4)地域の多様な主体が連携する地域ネットワークづくりの推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域における支え合いの体制づくりに引き続き取り組み、地域の住民や活動団体等による見守り活動の充実に向けた支援を進めます。また、地域包括支援センターによる支援の充実とともに、医療や介護をはじめとするさまざまな専門職や関係機関等の連携強化を図り、関係する全ての人々が「我が事」として「丸ごと」つながることで暮らしを支えることのできる地域ネットワークづくりを推進します。

(施策5)認知症の人が希望を持って自分らしく暮らし続けることができる取り組みの推進

認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、身近なものとして認知症の理解促進を図るとともに、認知症の人が希望や生きがいを持って自分らしく暮らし続けることができるよう、活躍できる場や機会をつくる取り組みを推進するなど、当事者や家族の視点を重視しながら「共生」と「備え」を柱として、認知症施策を推進します。

【方向3】介護サービス基盤の充実と介護人材の活躍を支えるために

高齢者人口が増加することに伴う介護サービス需要の増加に対して、地域の特性を踏まえ、効果的な介護サービスの提供体制を整備するとともに、サービスを支える介護人材の確保と質の向上、さらに、介護現場の業務効率化など働きやすい環境づくりを進めます。

(施策6)効果的な介護サービス基盤の整備

介護サービスの需要を中長期的に踏まえ、高齢者が適切な介護サービスを受けられることができるよう、サービス基盤の整備を進めます。特別養護老人ホームなどの施設サービスや認知症高齢者グループホームなどの地域密着型サービスについては、サービス付き高齢者住宅や有料老人ホームの設置状況を考慮し、地域の実情も踏まえ、計画

的な整備に努めます。

また、提供されるサービスの質を確保するため、事業所・施設への支援を継続的に
行います。

さらに、大規模災害や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、避難訓練の実施
や感染拡大防止策の周知啓発、感染症対策に必要な物資の備蓄など、継続してサービ
スが提供できる体制づくりに取り組みます。

(施策7)多様な介護人材の確保・育成と働きやすい環境づくりの推進

将来にわたって介護人材が確保され、質の高いサービスが安定的に提供されるよ
う、多様な人材の参入など介護人材のすそ野を広げる取り組みや介護職員のキャリ
ア形成、スキルアップへの支援を進めます。

また、業務の効率化を図ることにより、介護現場の生産性を高めるとともに、介
護職員の業務負担を軽減し、働きやすい環境づくりを推進します。

第4章 高齢者保健福祉施策の推進

【方向1】健康寿命を延伸するとともに社会で活躍し続けるために

(施策1)高齢者の健康と元気を応援する地域づくりや活動への支援の充実

(1) 介護予防・健康づくりに積極的に取り組むことのできる環境の整備

高齢になっても心身ともに健康で生きがいを感じながら生活できるよう、介護予防・健康づくりに対する一人ひとりの取り組みと、地域で介護予防などに取り組むことのできる環境づくりを、さまざまな関係機関・団体との連携のもとに進め、介護予防・健康づくりに積極的に取り組むことのできる環境の整備を進めます。

① 一人ひとりの介護予防・健康づくりの取り組み

運動機能や口腔機能の維持・向上、栄養状態の改善、うつや閉じこもりの予防など、一人ひとりの介護予防・健康づくりの取り組みについて、「からだの健康づくり」と「こころの健康づくり」の両面から進め、心身ともに健康な「健康寿命」の延伸につなげる取り組みを推進します。

(ア) からだの健康づくり

運動機能や口腔機能の維持・向上及び栄養状態の改善や、健康づくりのための取り組みなどを推進します。

(イ) こころの健康づくり

抑うつ状態や閉じこもり傾向にある高齢者に対する支援や、うつ・閉じこもりの予防など、こころが元気になるための取り組みを推進します。

② 地域での介護予防の取り組みを推進するための環境づくり

高齢者が地域の身近なところで介護予防・健康づくりに取り組むための環境づくりを推進するために、地域における担い手の育成、活動の場や機会の確保、活動を継続するための支援など地域づくりを含めた取り組みを進めます。

(2) スポーツ活動への支援

高齢者の健康づくりや生きがいづくりにつなげるほか、活動を通じた交流にも資するスポーツ活動を支援します。

(施策2)高齢者が生涯活躍することのできる環境の整備

(1) 多彩な生涯学習の展開

高齢者の学びのニーズに応えるとともに、学びを通しての交流・成果が生きがい

づくりや活力の向上につながるように、主体的な学びの機会の充実を図ります。

また、こうした機会を通じて得た知識やネットワークを、地域での支え合い活動などに生かしていけるよう支援します。

① 学習機会の提供

学びの意欲に応えるため、さまざまな分野の講座を実施するなど、多様な学習機会を充実させることで、生きがいづくりや活力の向上のほか、地域での支え合い活動につないでいくことができるよう支援します。

② 文化活動への支援

創作や学習の取り組みの成果を発表する場を提供するなど、さまざまな文化活動の支援を行います。

(2) 社会参加活動の推進

生産年齢人口が減少する少子高齢社会において、地域や社会におけるさまざまな活動の担い手として高齢者の役割への期待が高まる中で、就労を希望する高齢者への継続的な就労機会の提供に向けた取り組み、地域における支え合い活動やボランティア活動、老人クラブ活動など、高齢者自らが地域や社会とつながり、「支え手」ともなる社会参加活動への支援を進めます。

また、高齢者の社会参加活動を促進するため、将来にわたって継続できる外出支援の取り組みを進めます。

【方向2】共に支え合い安心して暮らし続けるために

(施策3)自立した生活を続けるための生活支援体制づくりの強化

(1) 暮らしを支える多様な支援

介護・福祉・健康・医療などに関する高齢者や家族からのさまざまな相談に対応するとともに、一人ひとりの状況に応じて、介護サービスのほか、暮らしを支える多様なサービスが提供される体制づくりを進めます。

また、介護を行う家族などに対して、介護の知識や技術を学ぶことのできる講座や相談会・交流会を開催するなどの支援を進めます。

① 相談・支援体制の整備

介護・福祉・健康・医療などに関して、在宅で生活する高齢者や家族から寄せられるさまざまな相談に対応する体制を区及び日常生活圏域単位で整えます。

② 日常生活を支援するサービスの提供

介護や支援が必要な高齢者に対する、一人ひとりの状態に応じた適切な介護サービスや、生活を支援する多様なサービスを提供し、その人の希望に添った日常生活を続けることができるよう支援します。

③ 介護家族への支援

高齢者を介護する家族などに対して、介護知識・技術の普及を図る研修会や相談会、交流会を開催するなどの支援を行います。

(2) 安心できる暮らしの確保

災害時に援護を必要とする高齢者一人ひとりの状況に応じた的確な支援を行うことができるよう、見守りや助け合いの取り組みを推進することで、災害対応力を強化していきます。

また、高齢者の消費者被害防止のための知識の普及や、交通事故防止に向けた啓発などの取り組みを推進します。

① 災害対応力の強化

在宅高齢者の生活状態や災害時に支援を必要とする高齢者の情報を把握するための取り組みを進め、地域と情報の共有を図りながら、地域における助け合いの体制づくりを支援します。

また、災害弱者を対象とした減災に向けた取り組みを進めます。

② 消費者被害防止・交通事故防止に向けた啓発等

高齢者の消費者被害防止のための啓発を行い、十分な知識の普及に努めます。

また、交通安全の意識を高めていくための普及啓発などの取り組みを推進します。

(3) 高齢者の虐待防止と権利擁護の推進

高齢者虐待の未然防止・早期発見のための啓発を進めるとともに、地域の見守り機能の向上や、相談窓口の充実・強化、マニュアル等に基づく適切かつ早期の対応の徹底を図ります。

介護事業所・施設への指導においては、高齢者虐待防止及び身体拘束廃止に係る具体的な取り組みを重点的に確認し、事業所・施設職員による虐待防止を図ります。

また、認知症高齢者の増加に伴い、財産管理や介護サービス利用などへの支援が求められることから、市民後見人の一層の活用を含めた成年後見制度の周知・普及など、権利擁護の取り組みを進めます。

① 高齢者虐待の防止

区や地域包括支援センターで対応マニュアルや対応事例を共有することにより高

高齢者虐待に的確に対応するとともに、市民への啓発や地域の見守り活動などとの連携を図りながら、高齢者虐待の未然防止・早期発見に努めます。

介護事業所・施設に対しては、高齢者虐待防止のための研修等の実施に留まらず、介護職員のメンタルケアや職場環境の見直しなど虐待の発生を防ぐための取り組みについて助言し、事業所・施設内での高齢者虐待の未然防止・早期発見を図ります。

② 高齢者の権利擁護

権利擁護に関する相談・支援や、成年後見制度の周知・普及と制度利用に向けた支援を進めます。

(4) 適切な住まいと住まい方を選択できる体制づくり

高齢者が自らの判断で適切な住まいを選択できるよう支援を行うとともに、日常生活を続けるうえでの高齢者や家族のさまざまな困りごとに対応できるよう、相談・支援体制を整え、生活を支援する多様なサービスを提供します。

① 多様な居住環境の整備

身体の状態に応じた住宅への改修等を支援するとともに、高齢者のニーズに応じた多様な住まいを確保する取り組みを進めます。

② 住まいの選択・確保の支援

高齢者が自らの身体や生活の状態を踏まえ、ふさわしい住まいを選択できるよう、情報提供や支援に取り組みます。

(施策4)地域の多様な主体が連携する地域ネットワークづくりの推進

(1) 地域の見守りや支え合い活動の充実に向けた支援

地域の特性や実情に応じた見守りや支え合いの体制づくりをそれぞれの地域で進めることができるよう、地域の関係機関の連携強化を図りながら、新たな担い手の育成、支援ニーズとサービスを提供する主体とのマッチングなどの生活支援体制の整備を進めるとともに、地域の活動に対する支援を充実します。

① 地域の支え合いに関する啓発等と担い手の育成

住民同士の支え合いの重要性について、市民の理解と関心を深めるとともに、そうした活動の担い手の育成に取り組み、地域の特性や実情に応じた支え合いの体制づくりを一層推進します。

② 地域の支え合いの体制整備と活動に対する支援の充実

地域全体で高齢者の暮らしを支えていくため、関係機関の連携強化により、地域

における見守り体制の充実を図るとともに、地域における支え合い活動を行う団体の立ち上げや活動に対する支援を進め、地域の住民を主体とした活動を促進します。

(ア) 地域で高齢者を見守る体制づくり

民生委員児童委員や地区社会福祉協議会さらには企業や警察等、地域における関係機関の連携強化を図ることで、地域における高齢者の見守り体制の充実を図ります。

(イ) 地域支え合い活動に対する支援の充実

生活支援コーディネーター等を通じた地域の支え合いを円滑に進めるための取り組みの推進や、地域の住民を主体としたさまざまな支え合い活動に対する支援の充実を図ります。

(2) 専門職の力を生かした高齢者の在宅生活の支援 -----

医療職、介護職等の専門職や行政機関が、互いの専門分野を生かしながら連携を深め、高齢者の在宅生活をさまざまな側面から支える体制の整備を進めるとともに、地域住民が必要な在宅医療・介護サービスを適切に選択できるように普及啓発に努めます。

① 地域ケア会議を通じた連携強化

地域ケア会議を通して、医療職、介護職、行政機関等の多職種の「顔の見える関係」づくりを進めるとともに、既存の地域資源の活用及び新たな地域資源の創出に取り組むことで、地域課題の把握や、個別問題の解決を図り、高齢者の在宅生活を支援します。

② 在宅医療・介護連携の強化

医療・介護に関わる地域資源の情報を把握し、共有できる取り組みや、地域における多職種連携の取り組みへの支援の充実を図ります。

また、在宅医療・介護に関わる専門職や相談機関がそれぞれの専門性を一層高め、お互いの分野についての理解を深めるための研修を実施するとともに、在宅医療・介護に関する市民への情報提供や普及啓発を進めます。

(ア) 地域の医療・介護の資源の把握と共有

地域の医療機関や介護事業所等の情報の把握と、相互の連携に資するための的確な情報の共有に取り組めます。

(イ) 多職種連携に向けた支援の充実

在宅医療・介護に携わる、医師、歯科医師、看護師、薬剤師、介護支援専門

員等の専門職や、地域包括支援センター職員等が、それぞれの専門性を生かしながら、一体的に在宅医療・介護を提供できるよう、多職種連携の強化に向けた支援を進めます。

(ウ) 在宅医療・介護に関する研修の実施

在宅医療・介護に関わる専門職や相談機関を対象として、それぞれの専門性を一層高めるとともに、お互いの専門分野についての理解を深めるための研修の充実を図ります。

(エ) 市民への情報提供・啓発

市民が在宅医療・介護に関する理解を深めることで、在宅医療・介護が必要になったときに、自ら必要なサービスを選択できるよう、市民への情報提供や啓発に取り組みます。

(3) 地域包括支援センターによる支援の充実

本市では、平成18年4月から、中学校区を基本に地域包括支援センターを設置し、令和2年度時点で52か所を運営しており、地域に根差しながらさまざまな面から高齢者を支援しています。

高齢化がますます進展する中、地域包括支援センターがその役割を十分に担えるよう、センターへの支援を充実させながら、高齢者の状況に応じた適切な支援を行っています。

① 地域包括支援センターの取り組みの推進

地域包括支援センターは地域の高齢者支援の拠点として、総合相談・支援や権利擁護、介護予防ケアマネジメントなどの包括的支援事業と併せて、介護予防事業や認知症高齢者への対応、さらには地域の関係者とのネットワークづくりなどを行い、介護、福祉、医療などさまざまな面から高齢者の支援を行っています。

今後、複雑な課題を抱える高齢者がますます増加する中であっても、高齢者一人ひとりの状況に応じた適切な支援が行えるよう、地域包括支援センターによる取り組みを進めます。

② 地域包括支援センターへの支援の充実

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの中核としての役割を期待されており、専門職員の配置などによる機能強化を進めてきました。

高齢化の急速な進展に伴い、地域包括支援センターの役割もますます大きくなる中、センターが適切に業務を行えるよう、支援の充実を図ります。

(施策5)認知症の人が希望を持って自分らしく暮らし続けることができる取り組みの推進

(1) 認知症への理解の促進と本人からの発信への支援

認知症の正しい知識と理解の普及啓発や、認知症の人や家族がさまざまな事業に参画・提言できる取り組みを推進することで、認知症の人が自分らしく暮らし続けることができる環境の整備を進めます。

① 認知症に対する理解の促進

認知症の人の気持ちに寄り添うとともに、自分のこととして認知症を捉えることができるよう、正しい知識と理解の普及啓発に努めるとともに、相談窓口の周知及び充実・強化を図ります。

② 認知症の人本人などからの発信への支援

認知症の人や家族がさまざまな事業に参画・提言できる取り組みを進めるとともに、認知症の人本人の協力も得ながら普及啓発活動に取り組みます。

(2) 医療・介護専門職等の連携による認知症への対応力の強化

認知症の人や家族への支援において重要な役割を担う医療・保健・福祉の関係機関の連携強化を図るなど、支援体制を充実します。

① 認知症の早期相談・早期診断・早期対応のための支援

認知症の可能性のある人に対して、地域包括支援センターや認知症初期集中支援チーム、かかりつけ医、認知症サポート医、認知症疾患医療センター等が連携し早期相談・早期診断・早期対応につなげます。

② 医療従事者の認知症対応力向上

認知症の人に関わる医療従事者を対象に、認知症の人や家族を支えるために必要な基本知識や、医療・介護連携の重要性について理解を深めるための研修を実施します。

③ 介護従事者の認知症対応力向上

認知症の人の視点に立ち、状態に応じた適切な支援が提供されるよう、認知症介護等に関する研修を実施し、介護従事者の認知症対応力の向上を図ります。

(3) 認知症の人や家族が自分らしく暮らし続けることのできる支援の充実

認知症があってもなくても同じ社会で共に生き、自分らしく暮らし続けることができるよう、地域における認知症の人や家族の視点に立った見守りや関わり合いの

充実に向けた取り組みを進めます。

① 共によりよく暮らしていくための取り組みの推進

認知症は誰もがなりうるものであることを踏まえて、認知症があってもなくても健やかに共によりよく暮らしていくことができるよう、地域におけるサポート体制の充実などの取り組みを推進します。

② 認知症の人の活躍の場や機会の創出

認知症になっても、支えられる側だけではなく、支える側としての役割や生きがいを持って生活することができるよう、さまざまな事業に参画する機会を設ける取り組みを推進します。

【方向3】介護サービス基盤の充実と介護人材の活躍を支えるために

（施策6）効果的な介護サービス基盤の整備

（1）介護サービス基盤の整備 -----

施設サービスについては、入所申込者の希望などを的確に把握するとともに、高齢者人口の中長期的な動向を見据え、適切な量の施設整備を継続的に実施します。

さらに、小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスの整備を通じて、日常生活圏域におけるさまざまな社会資源との連携が図られることで、高齢者が必要な介護サービスを選択し、地域で安心して暮らし続けることのできる環境の整備を進めます。

【介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）】

常時の介護を必要とし、在宅での生活が困難な高齢者のための施設として、整備を進めます。

【介護老人保健施設】

病状が安定し入院の必要はないものの、在宅への復帰のためのリハビリテーションに重点を置いて、看護、介護を必要とする高齢者のための施設として、整備を進めます。

【地域密着型サービス】

要介護状態になった高齢者が、自宅や身近な地域において、適切な介護サービスを受けることができるよう、認知症高齢者グループホームや小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など、日常生活圏域ごとにさまざまな形態の地域密着型サービス基盤の整備を進めます。

【特定施設入居者生活介護】

住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅等の整備状況や施設の役割、利用ニーズなどを踏まえ、必要数を整備します。

《介護サービス基盤整備の目標》

本計画期間（令和3～5年度）内の整備量の目標（選定ベース）は、次のとおりです。

定員数については、入居希望者へのアンケート調査結果に基づく早期の入居希望の状況や今後3年間で増加が見込まれる要介護認定者数の推移、今後開所される施設の供給量などを考慮して、必要数を推計し、算出しています。

なお、整備量については、現時点の見込みです。

特別養護老人ホーム	220人分
介護老人保健施設	110人分（※）
認知症高齢者グループホーム	135人分
特定施設入居者生活介護	330人分
小規模多機能型居宅介護事業所及び 看護小規模多機能型居宅介護事業所	12事業所

※介護医療院も含めた定員数とし、医療療養病床から介護保険施設等への転換に伴う利用定員の増加分は含めません。

(2) サービスを提供する事業所・施設への支援

介護保険により提供されるサービスの質を確保し、高齢者がより適切なサービスを受けられるよう、ケアマネジメントの質の向上を図るための取り組みなど、事業所・施設への支援を行います。

また、大規模災害の発生やさまざまな感染症の流行時においても、事業所・施設が継続してサービスが提供できる体制づくりに取り組みます。

(施策7)多様な介護人材の確保・育成と働きやすい環境づくりの推進

(1) 介護人材のすそ野を広げる取り組みの推進

現役世代やフルタイム従事者の確保に加え、介護現場における業務仕分けや介護助手の活用を通じて、地域の元気高齢者をはじめとした多様な人材の参入を促進します。

また、将来の介護の担い手となる若い世代に対し、介護の仕事の魅力についての中長期的な啓発を継続して行います。

① 多様な介護人材の確保に向けた取り組みの推進

事業者や関係団体等と連携して広報・啓発を行うなど、事業者による介護人材確

保に向けた取り組みを支援します。

また、宮城県との連携のもと、元気高齢者など地域の介護人材の担い手づくりを進めるほか、外国人介護労働者の活用に向けた支援を行います。

② 若い世代の職業意識の醸成

若い世代に対し、介護講座の実施や職場体験を通じて介護に関する職業意識を醸成するなど、将来の介護の担い手確保に向けた取り組みを進めます。

(2) 継続して働く意欲を高めるための取り組みの推進

介護職員の処遇改善や負担軽減、職場環境の向上に向けた取り組みを進め、介護の現場で継続して働く意欲を高めるための支援を行います。

また、介護職員が将来への展望を持って働き続けることができ、能力・資格・経験等に応じた適切な処遇がなされるよう、キャリアパスの確立に向けた取り組みを促進します。

① 働きやすい環境づくりの支援

処遇改善加算が適切に運用され、介護職員の賃金改善に充てられるとともに、キャリア形成や労働環境の整備に活用されるよう、指導・助言を行います。

また、職員の定着を図るための手法に関する事業者との情報交換や、研修機会の確保など、職員の処遇改善、職場環境の向上に向けた取り組みのほか、離職防止につながる取り組みを推進します。

② キャリアパスの確立の支援

介護職員が、能力・資格・経験等に応じた適切な処遇を得て働けるよう、賃金体系や昇給の仕組みの整備、計画的な研修実施などに向けた事業者の取り組みを支援します。

(3) 介護人材の資質の向上

各種研修の実施を通じて職員のスキルアップを図るとともに、認知症高齢者や医療依存度の高い要介護者等の処遇に関する内容を研修で取り上げていくなど、多様化・高度化するニーズに対応できる質の高い人材の育成に取り組みます。

また、事業者による人材育成や介護サービスの質の向上への取り組みを支援するため、事業者の連携強化や好事例等の情報共有を図ります。

(4) 業務の効率化に向けた取り組みの強化

業務の効率化や生産性向上を図るため、介護ロボットやICTの活用に加えて、文書量削減を進めるなど、介護従事者の負担軽減に向けた取り組みを進めます。

◆【新型コロナウイルス感染症への対応】◆

第4章に記載の各施策につきましては、新型コロナウイルス感染症の予防や拡大防止のため、感染防止対策を適切に講じながら推進します。

【主な取り組み】

○高齢者の健康維持・介護予防

各種広報媒体を活用して個人で行う健康づくりを支援するとともに、これまで対面や接触を前提としていた集いや各種教室については、感染防止対策を講じながら規模や内容を工夫して実施することで、高齢者の健康維持・介護予防に向けた取り組みを進めます。

○在宅支援サービスや地域における見守りの継続

日常生活上の支援を必要になっても、在宅生活を続けるための各種支援サービスについて、接触機会の低減などの感染防止対策を図りながら、安心して利用できるようにするとともに、地域において、対面によらない手法も用いた見守りの継続に向けた取り組みを進めます。

○高齢者福祉施設等における感染防止対策の実施とサービス提供の継続

高齢者福祉施設等における利用者や従事者の感染を防止するための衛生用品の確保や感染防止対策の周知徹底などを図るとともに、感染者が発生した場合においても、必要なサービスの提供を継続するための体制の整備などを進めます。

第5章 介護保険対象サービスの見込量

1 介護保険対象サービスの種類

【保険給付】

(1) 居宅サービス

自宅に住みながら利用するサービスで、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、福祉用具貸与などの種類があります。

(2) 地域密着型サービス

住み慣れた地域での生活を支えるためのサービスで、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）などの種類があります。

(3) 施設サービス

施設に入所して利用するサービスで、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護医療院があります。

【地域支援事業】

要介護状態等となることを予防し、高齢者が社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう必要なサービスなどを行う事業です。訪問介護型サービス、通所介護型サービスなどの種類があります。

2 介護保険対象サービスの見込量

計画期間中の介護保険対象サービスの見込量を、次のとおり推計しました。

- サービスの種類ごとに、第7期計画期間（平成30年度～令和2年度）の給付実績をもとに分析したうえで、計画期間の各年度における要介護等認定者数の推計値などをもとに見込量を推計しています。
- 基盤整備の状況により見込量が変動するサービス（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護等）については、上記による分析に加え、今後の整備量の目標を踏まえた定員数などを勘案して推計しています。

[サービスの種類ごとの見込量]

※令和元年度は実績、3年度以降は推計

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保険給付				
(1)居宅サービス等				
訪問介護(ホームヘルプサービス)	(回/年) 1,652,248	1,824,180	1,916,298	2,013,146
訪問入浴介護	(回/年) 36,603	40,384	42,388	44,551
訪問看護	(回/年) 331,817	366,361	384,945	404,467
訪問リハビリテーション	(回/年) 39,814	43,895	46,131	48,424
居宅療養管理指導	(人/月) 6,332	6,988	7,341	7,712
通所介護(デイサービス)	(回/年) 680,700	750,540	788,546	828,583
通所リハビリテーション(デイケア)	(回/年) 415,413	452,549	475,323	499,251
短期入所生活介護	(日/年) 440,137	452,179	462,095	472,321
短期入所療養介護	(日/年) 38,061	40,450	40,450	41,607
特定施設入居者生活介護	(人/月) 1,849	1,945	2,004	2,083
福祉用具貸与	(人/月) 14,776	16,309	17,134	17,999
特定福祉用具購入	(件/年) 2,810	3,108	3,252	3,420
住宅改修	(件/年) 2,555	2,832	2,976	3,120
居宅介護支援	(人/月) 21,921	24,196	25,419	26,706
(2)地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人/月) 329	401	438	475
夜間対応型訪問介護	(人/月) 11	11	11	11
認知症対応型通所介護	(回/年) 61,570	62,880	64,327	65,647
小規模多機能型居宅介護	(人/月) 871	941	1,030	1,083
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	(人/月) 1,921	2,043	2,078	2,122
地域密着型特定施設入居者生活介護 ^(※1)	(人/月) -	-	-	-
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	(人/月) 402	402	430	430
看護小規模多機能型居宅介護	(人/月) 256	293	380	429
地域密着型通所介護	(回/年) 289,647	320,480	336,538	353,704
(3)施設サービス				
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	(人/月) 3,573	4,034	4,154	4,251
介護老人保健施設・介護医療院 ^(※2)	(人/月) 2,870	3,039	3,039	3,132
地域支援事業(主なサービス)				
訪問介護型サービス・生活支援訪問型サービス	(回/年) 251,500	273,433	283,345	297,496
通所介護型サービス・生活支援通所型サービス	(回/年) 341,063	362,205	376,127	390,099
通所型短期集中予防サービス(元気応援教室)	(回/年) 200	180	210	240
食の自立支援サービス事業 ^(※3)	(食/年) 301,916	317,240	323,523	329,901

(※1)(1)居宅サービス等の特定施設入居者生活介護に含めて推計しています。

(※2)介護医療院については、新規整備のほか医療療養病床からの転換分を含め、介護老人保健施設に含めて推計しています。

(※3)低栄養状態の改善が必要な高齢者の自宅へ、栄養バランスのとれた食事を届けるとともに安否確認を行う事業です。

第6章 介護保険制度の円滑な運営に関する方策

1 保険料段階の設定

保険料段階は、基準額（第6段階：割合1.0）に対し、所得の低い層（第1～第5段階：市町村民税本人非課税）で軽減した分を、所得の高い層（第7段階以上：市町村民税本人課税）の負担で賄えるよう設定しているものであり、次期の保険料段階についても、現行の13段階を基本として設定します。

※保険料段階及び保険料の試算額については、36頁をご覧ください。

2 サービスの質の確保と保険給付費の適正化

介護給付等のサービス提供が、真に要介護者等の自立支援に資するか、所期の目的を達成しているか、事業者による不正・不適正なサービスがないか、などの観点から、介護サービス事業者に対する指導監査やケアプランの点検などによるサービスの質の確保に取り組みます。

また、認定調査員への研修や助言指導により、認定調査員の技術向上を図るほか、主治医意見書の記載の充実に取り組むなど、要介護認定の適正化を図ります。

さらに、医療給付情報と介護給付状況の突合確認などを行うことで、介護サービス事業者からの請求と提供されたサービスの整合性を点検するほか、利用者への介護給付費通知書の送付などにより、適正なサービス利用についての意識の醸成を図り、適正な保険給付となるよう取り組みを進めます。

3 その他介護保険事業を円滑に実施するための方策

仙台市ホームページによる事業者リストの掲載や、地域包括支援センターや民生委員児童委員を通じた情報提供など、利用者のサービス選択に役立つ情報提供の充実を図ります。

また、パンフレットの充実、市政出前講座の実施などにより、介護保険制度の周知・啓発に取り組み、介護保険事業を円滑に実施するための施策を行います。

令和3年度～令和5年度における介護保険料の試算

* 現時点での試算値です。令和3年度介護報酬改定等により、今後変動します。

1 令和3年度～令和5年度における保険給付費等の見込み

介護サービス等の見込み量に基づく保険給付費等の費用は2,569億円と見込まれます。

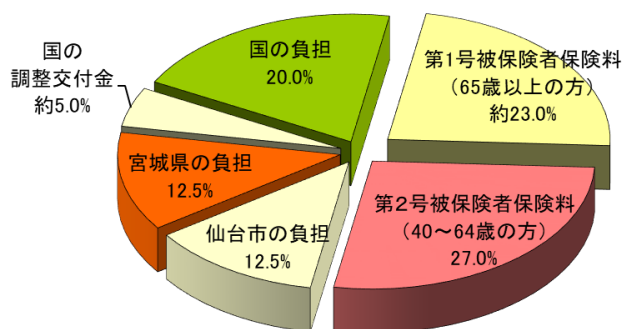
区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3～5年度計(第7期比 ^(*))	(参考)第7期計	
保険給付費	居宅サービス等	335億円	349億円	365億円	1,049億円 +12.1%	936億円
	施設サービス	237億円	241億円	248億円	726億円 +8.5%	669億円
	地域密着型サービス	148億円	157億円	163億円	467億円 +14.2%	409億円
	高額介護サービス等	50億円	51億円	52億円	153億円 +24.4%	123億円
	小計	769億円	798億円	828億円	2,396億円 +12.1%	2,137億円
地域支援事業等	57億円	58億円	59億円	173億円 +1.8%	170億円	
合計	826億円	856億円	887億円	2,569億円 +11.4%	2,307億円	

※億円未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

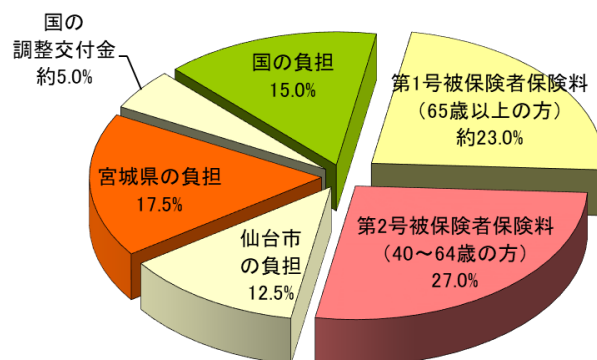
(*)令和3年～5年度計と第7期計の億円単位での比較である。

2 令和3年度～令和5年度における保険給付費の財源構成

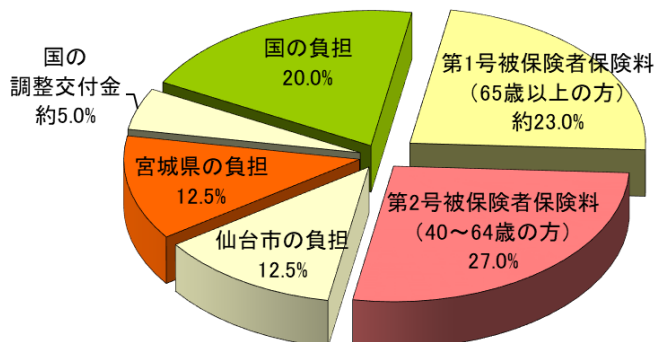
【保険給付費(施設等給付費を除く)】



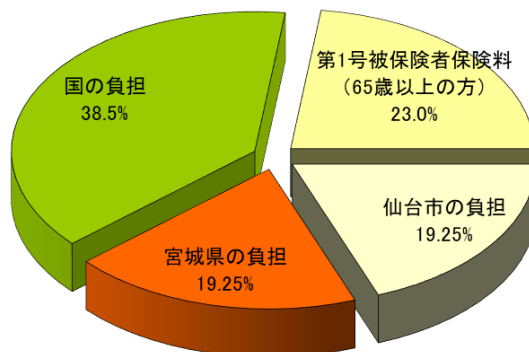
【保険給付費(施設等給付費)】



【地域支援事業(総合事業)】



【地域支援事業(包括的支援事業・任意事業)】



3 令和3年度～令和5年度における第1号被保険者の保険料の試算額

(1) 基準月額

34頁の2の図のとおり、介護保険の保険給付費等の約23%を第1号被保険者の方に負担していただくことになります。

34頁の1の保険給付費等を基に、令和3年度から令和5年度の介護保険料の基準額（月額換算）を第7期の保険料段階設定を用いて試算しますと6,200円となります。

【基準月額とは】

計画期間中の保険料収納必要額（介護保険の保険給付費等の約23%）を、所得段階別の負担割合を反映した被保険者見込数で除して年額を算出し、その金額を12で除して、月額に換算した金額です。

区分	第1期 H12～H14年度	第2期 H15～17年度	第3期 H18～20年度	第4期 H21～23年度	第5期 H24～26年度	第6期 H27～29年度	第7期 H30～R2年度	第8期 R3～5年度
基準額	2,863円	3,422円	4,117円	4,367円	5,142円	5,493円	5,893円	6,200円 [※]
(対前期比較)		+559円 +19.5%	+695円 +20.3%	+250円 +6.1%	+775円 +17.7%	+351円 +6.8%	+400円 +7.3%	+307円 +5.2%

※本市の介護保険事業財政調整基金（保険料収入の剰余金の積立）68億円を活用して6,941円を6,200円に軽減しています。

(2) 保険料増額の主な要因

○後期高齢者数の増加に伴う要介護等認定者数の増加によるサービス利用量の増加

○介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、特定施設（介護保険の指定を受けた有料老人ホーム等）などの基盤整備の充実による入所者数の増加

令和2年度の保険料

区分	段階	対象者	保険料 (月額換算)	基準額に対する割合
基準額より 軽減される方	1	生活保護を受給している方 世帯員全員が市町村民税非課税で、本人が老齢福祉年金を受給している方	1,768円	0.30 [※]
	2	世帯員全員が市町村民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が80万円以下の方 (第1段階に該当する方を除く。)	1,768円	0.30 [※]
	3	世帯員全員が市町村民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が80万円を超え、120万円以下の方(第1段階に該当する方を除く。)	2,357円	0.40 [※]
	4	世帯員全員が市町村民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が120万円を超える方 (第1段階に該当する方を除く。)	4,125円	0.70 [※]
	5	本人が市町村民税非課税(世帯に市町村民税課税の方がいる場合)で、本人の前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が80万円以下の方	5,009円	0.85
基準額	6	本人が市町村民税非課税(世帯に市町村民税課税の方がいる場合)で、本人の前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が80万円を超える方	5,893円	基準額 1.0
基準額より 増額される方	7	本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額が125万円未満の方	6,482円	1.10
	8	本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	7,366円	1.25
	9	本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	8,840円	1.50
	10	本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の方	10,018円	1.70
	11	本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額が500万円以上700万円未満の方	11,197円	1.90
	12	本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方	12,375円	2.10
	13	本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	13,554円	2.30



令和3年度～令和5年度の保険料(試算額)

区分	段階	対象者	保険料 (月額換算)	基準額に対する割合
基準額より 軽減される方	1	生活保護を受給している方 世帯員全員が市町村民税非課税で、本人が老齢福祉年金を受給している方	1,860円	0.30 [※]
	2	世帯員全員が市町村民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が80万円以下の方 (第1段階に該当する方を除く。)	1,860円	0.30 [※]
	3	世帯員全員が市町村民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が80万円を超え、120万円以下の方(第1段階に該当する方を除く。)	2,480円	0.40 [※]
	4	世帯員全員が市町村民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が120万円を超える方 (第1段階に該当する方を除く。)	4,340円	0.70 [※]
	5	本人が市町村民税非課税(世帯に市町村民税課税の方がいる場合)で、本人の前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が80万円以下の方	5,270円	0.85
基準額	6	本人が市町村民税非課税(世帯に市町村民税課税の方がいる場合)で、本人の前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が80万円を超える方	6,200円	基準額 1.0
基準額より 増額される方	7	本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額が125万円未満の方	6,820円	1.10
	8	本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	7,750円	1.25
	9	本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	9,300円	1.50
	10	本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の方	10,540円	1.70
	11	本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額が500万円以上700万円未満の方	11,780円	1.90
	12	本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方	13,020円	2.10
	13	本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	14,260円	2.30

※第1段階から第4段階までの「基準額に対する割合」は、公費により軽減しています。

(第1段階および第2段階:0.50→0.30, 第3段階:0.65→0.40, 第4段階:0.75→0.70)

・合計所得金額は、地方税法上の合計所得金額(収入から必要経費等を控除した額)から、譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた金額です。

仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 中間案 についてご意見をお寄せください

「仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 中間案」について、皆様からのご意見を募集しています。

皆様の声を計画へ反映させるため、ぜひご意見をお寄せください。

■応募方法

下記の専用はがき（切手不要）のほか、ファクシミリもしくはEメール（様式は自由です）で令和2年12月28日（月）までに、仙台市健康福祉局高齢企画課までお送りください。

＜FAX・Eメールの場合の送付先＞

- FAX 022-214-8191
- Eメール fuk005130@city.sendai.jp

高齢者保健福祉施策全般に関する
お問い合わせは、高齢企画課へ
TEL 022-214-8167

介護保険に関する
お問い合わせは、介護保険課へ
TEL 022-214-8246

【市民説明会を開催します】

日時	場所
12月19日(土) 10:00~11:00	仙台市役所本庁舎 8階ホール
12月23日(水) 14:30~15:30	

申込は不要です。直接会場へお越しください。

※手話等の配慮が必要な方は、12月4日（金）までにお問い合わせください。

※公共交通機関を利用してお越しください。

※障害により歩行が難しく公共交通機関を利用できない等、やむを得ない理由により自家用車での来場を希望される場合はご相談ください。ただし、駐車できる台数には限りがあります。

＜市民説明会に関するお問い合わせ先＞

〒980-8671 仙台市青葉区国分町3-7-1
仙台市健康福祉局 高齢企画課
TEL 022-214-8167
FAX 022-214-8191
Eメール fuk005130@city.sendai.jp

料金受取人払郵便



差出有効期間
令和3年1月
15日まで
(切手不要)

郵便はがき

980-8783

仙台市役所 健康福祉局
保険高齢部 高齢企画課 行

仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

✂

仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
中間案についてのご意見をお聞かせください。

✂

仙台市高齢者保健福祉計画
・介護保険事業計画
(令和3～5年度)
中間案

令和2年11月
仙台市健康福祉局保険高齢部
高齢企画課・介護保険課
仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

この冊子は再生紙を使用しています

お住まいの区 _____ 区

年齢 _____ 歳 性別 男・女

✂